
令和元年大和町議会 10月随時会議会議録

令和元年10月28日（月曜日）

応招議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	欠員	18番	馬場久雄君

出席議員（16名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	農林振興課長 兼農業委員会事務局長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	文 屋 隆 義 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
子育て支援 課 長	小 野 政 則 君	総 務 課 危機対策室長	蜂 谷 祐 士 君
福 祉 課 長	吉 川 裕 幸 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
健康支援課長	櫻 井 修 一 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	議事庶務係長	本 木 祐 二
主 任	渡 邊 直 人		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後3時45分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

皆さんおそろいですので、ただいまから、令和元年大和町議会10月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番槻田雅之君及び6番門間浩宇君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本随時会議の議会期間は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日のみに決定しました。

ここで、町長よりご挨拶をいただきます。

先月の町長選挙におきまして、新たにスタートすることになりましたので、ご挨拶を兼ねてよろしく願いいたします。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、議長からお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本来であれば、議会開会の前にというふうに私は思っておったところでございます

たが、ちょっとこういう形でお時間を頂戴いたしましたこと、改めて感謝を申し上げたいというふうに思っております。

そして、先ほどは全員協議会、大変ありがとうございました。台風19号の災害につきましては、9・11、4年前から、4年たつてまたという形でございます。残念ながら、今工事は進めておるところでございますけれども、先ほどご報告したような内容での被害もあるところでございますし、今回はお一人の方がとうとい命を亡くされておるといことでありまして、本当に残念でなりません。今、ご説明したような中で、これから一日も早い復旧・復興、さらにはもっと安全なまちづくりということで努めてまいりたいというふうに思っておりますので、皆さんのご協力もよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

さて、私ごとで大変恐縮でございますけれども、このたびの町長選挙におきまして、皆様方のご支援をいただきまして、改めて町政の重責を担わせていただくことになりました。再選をしていただきましたことを大変ありがたく、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

今、大和町は、本当に大きく成長しているというふうに思っております。人口がふえ、企業が来るといこと、そういった中にはありますけれども、まだまだこれは前回の町長選挙のときにも課題でもありましたが、人口の偏り、あるいは農業・商業につきましての後継者の方々の不足、あるいは課題、そういったものもございます。さらには、ますます発展していくための新しい課題、これも出てきているところがございますし、先ほど申しました台風等の災害もございますので、さらに安心・安全なまちづくりを進めていかなければいけないというふうに思っておるところでございます。

私いつも申し上げておりますが、まちづくりに終わりはないといことを申し上げております。終わりになきまちづくりのために、これまで経験させていただきましたこと、あるいは先人たちの知恵、財産、それから皆様方のご支援をいただきながら、その課題にしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、また少子・高齢化の時代が必ずやってまいります。そのときに子供たちのために、そのときの子供たちが大人になるというわけでございますが、そのために今何をしておくべきか、そういったことをしっかり考えて将来を見据えて、そして子供たちが元気で明るい笑い声が聞こえる大和町のまちづくりを責任を持ってやっていきたいというふうに思っております。

大和町の大きな発展のために、また輝かしい未来のために、これからも議員皆様方のご協力をいただきながら、成長と発展が実感できるようなまちづくりを進めてまい

りたいというふうに思っておりますので、皆様方のこれまで以上のご支援、ご協力を改めてお願い申し上げたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。お時間をいただきまして大変ありがとうございました。

議長（馬場久雄君）

どうもありがとうございました。

日程第3「報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）」

日程第4「報告第15号 専決処分の報告について（物品売買契約及び保守点検契約の変更について）」

日程第5「報告第16号 専決処分の報告について（令和元年度大和町一般会計補正予算）」

日程第6「報告第17号 専決処分の報告について（令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算）」

日程第7「報告第18号 専決処分の報告について（令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算）」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第3、報告第14号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）から日程第7、報告第18号 専決処分の報告について（令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算）についてを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。総務課長後藤良春君。

総務課長（後藤良春君）

それでは、議案書1ページをお願いいたします。

報告第14号です。専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定め、和解することについて、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分をしたので報告するものでございます。

1. 専決処分事項でございます。地方自治法第96条第1項第12号及び13号に該当する事件のうち、法律上、町の義務に属する賠償補償につき、1件50万円以下の範囲内においてその額を定めること及びこれに伴う和解をすることでございます。

2. 相手方、記載のとおりでございます。

3. 事故の概要でございます。令和元年5月31日午前8時45分ごろ、大和町保健福祉総合センター内で実施した総合健康診断において、相手方が健康診断受診後に歯科相談を受けた際、担当した歯科衛生士、町の臨時職員でございますが、相手方の歯の状況を確認するため、相手方の右上5番目と6番目の歯の間に糸状のようじを入れた際、6番目の歯の一部を欠損する被害を与えたものでございます。

損害賠償額でございます。1万1,040円でございます。

5. 和解の内容でございます。大和町側の過失割合を10割とし、大和町は相手方の歯科治療代1万1,040円の支払い義務があることを認め、これを支払うこと。また、大和町、相手方の両当事者は、本件については今後は裁判上、裁判外を問わず一切異議申し立て請求を行わないこと。

以上でございます。

議 長 （馬場久雄君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 （櫻井和彦君）

それでは続きまして、議案書3ページをお願いいたします。

専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、物品売買契約及び保守点検契約の変更について、別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

4ページをお願いいたします。

専決処分書でございます。

地方自治法第108条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分するものでございます。

記といたしまして、1. 件名及び契約名でございます。平成31年大和町議会1月随

時会議において、議案第4号より議決をいただきました「平成30年度大和町学校教育用コンピューター等購入事業及び平成30年～35年度大和町学校教育用コンピューター等保守点検業務」でございます。

2. 金額の変更でございます。議決をいただいた契約金額9,352万8,000円。変更後の契約金額9,358万2,000円。契約金額の増額5万4,000円でございます。

3. 変更の理由でございます。消費税率の10%への引き上げに伴い、保守代金額の増額を行うためでございます。

令和元年10月1日専決。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。あわせまして、歳入歳出補正予算事項別明細書（専決第1号）につきましても準備をお願いいたします。

報告第16号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和元年度大和町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので同条第2項の規定により議会に報告をいたすものでございます。

ページの中から下が専決処分書でございます。

専決処分日は令和元年10月17日でございます。

6ページをお願いいたします。

令和元年度大和町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1億9,038万4,000円を追加いたしまして、予算の総額を121億1,268万3,000円といたすものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、議案書の7ページ、8ページでございます。

続きまして、第2条でございます。地方債でございます。令和元年度に起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表により定めるものでございます。

9ページをお願いいたします。

「第2表 地方債」でございます。

災害援護資金貸付金につきましては、台風19号の災害に伴います被災者への貸付金につきまして、宮城県からの借入れを見込むものでございます。限度額につきましては、450万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書（専決第1号）4ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

17款1項3目災害復旧費県負担金、1節187万5,000円につきましては、遺族扶助に係る災害弔慰金負担金を計上いたすものでございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金、1節1億8,400万9,000円につきましては、財源調整としての繰り入れを追加いたすものでございます。

23款1項1目民生債、1節450万円につきましては、議案でご説明申し上げました災害援護資金貸付金を計上いたすものでございます。

歳入につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

福祉課長吉川裕幸君。

福祉課長 （吉川裕幸君）

それでは続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

3款3項1目災害救助費、20節につきましては、台風19号により被災され、亡くなられました方のご遺族に対します災害弔慰金を追加措置するものでございます。

21節につきましては、台風19号により住居や家財に被害を受けられました世帯主に対します生活の立て直しのための災害援護資金貸付金を追加措置するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

議 長 （馬場久雄君）

町民生活課長村田良昭君。

町民生活課長 （村田良昭君）

4款2項1目廃棄物処理費であります。13節につきましては、高田の町有地に仮置きしております今回の災害ごみの処分委託料でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

7款4項2目下水道費でございます。28節につきましては、台風19号に伴います下水道事業特別会計への繰出金でございます。

よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

危機対策室長蜂谷祐士君。

総務課危機対策室長（蜂谷祐士君）

8款1項5目災害対策費の3節職員手当等につきましては、台風災害によります職員、管理職に対する時間外の手当でございます。

11節需用費につきましては、災害対応消耗品としまして、石灰、消毒液、ブルーシート等の消耗品等でございます。

13節委託料につきましては、災害ごみ収集に当たっていました災害対策協力会への委託料でございます。

16節原材料費につきましては、ごみ集積場への碎石と砂利等の金額でございまして、4年前の歳出などを参考に掲出させていただきました。

以上でございます。

議長（馬場久雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

続きまして、6ページでございます。

10款1項1目農業用施設災害復旧費、13節委託料でございますが、台風19号で被災

しました農道及び橋梁などの農業用施設の通行や耕作に支障のある箇所は復旧、またため池等の堤体崩落に伴うブルーシート等の被覆に要した経費でございます。

同じく2目林業施設災害復旧費、13節委託料は、林道ののり面崩落による通行不能箇所の土砂撤去に要しました経費でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 長 (馬場久雄君)

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 (江本篤夫君)

続きまして、10款2項1目道路橋りょう災害復旧費でございます。13節につきましては、道路の土砂撤去等に要しました費用と、災害査定に係ります測量及び実施設計等の委託料でございます。

続きまして、10款2項2目河川災害復旧費でございます。13節につきましては、河川災害の災害査定に係ります測量及び実施設計等に要します費用でございます。

続きまして、10款2項3目都市施設災害復旧費でございます。13節につきましては、公園などの土砂撤去等に要します費用と、災害査定に係ります測量及び実施設計等に要します費用でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 長 (馬場久雄君)

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長 (櫻井和彦君)

続きまして、同じく10款3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費でございます。宮床中学校の北側斜面、のり面の崩壊の復旧に要する費用でございます。13節委託料でございますが、崩壊斜面保護のための作業の委託料及び測量設計に要します費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 長 (馬場久雄君)

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書10ページをお願いします。

報告第17号 専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算について、下段専決処分書のとおり、令和元年10月17日付で専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

今回の専決につきましては、台風19号の豪雨によりまして被災しました下水道施設の県道ののり面流出による管路の露出、マンホール周りの土砂等の流出に加え、マンホールポンプ場においては制御盤等、冠水に伴いまして機能停止しました2カ所を仮設により早急に対応しなければならないことにより、専決を行ったものでございます。

議案書11ページをお願いします。

令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）であります。

令和元年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億3,105万1,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額については、12ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書（専決第1号）関係の12ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、次の5款繰越金、前年度繰越額全額を充て、不足します金額について一般会計からの繰入金としたものでございます。

5款繰越金、1項1目繰越金については、前年度繰越額全額を計上したものであります。

続きまして、歳出であります。

1款土木費、1項下水道管理費、1目一般管理費の11節需用費の修繕料であります。露出しました配管や、マンホール周辺の洗掘、仮設によるマンホールポンプ場修繕を行うもの。

12節役務費につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく申請を行うための施設の被災証明発行に係る手数料でございます。

以上、報告させていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書13ページをお願いします。

報告第18号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算について、下段専決処分書のとおり、令和元年10月17日付で専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

下水道施設と同じく、台風19号による豪雨により被災しました農業集落排水施設のマンホール周りの土砂等が流され洗堀されたことや、不明水等の流入によりふぐあいが発生しましたマンホールポンプ場の清掃等を早急に行わなければならないため、専決を行ったものでございます。

議案書14ページをお願いします。

令和元年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）であります。

令和元年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,243万3,000円とするものであります。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額については、15ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書（専決第1号）関係の14ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰越金、1項1目繰越金について、前年度繰越額の一部について充てたもの。

歳出であります。

1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業管理費、1目一般管理費、11節需用費の修繕費であります。マンホール周りの洗堀された部分の修繕に要します経費を、12節役務費につきましては、マンホールポンプ場のふぐあい解消のための清掃等に要します手数料であります。

以上、報告させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

以上で、報告第14号から報告第18号を終わります。

日程第8「議案第86号 令和元年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第8、議案第86号 令和元年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、議案書の16ページをお願いいたします。あわせて、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第6号）につきましても準備をお願いいたします。

議案第86号 令和元年度大和町一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条につきましては歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出にそれぞれ2,094万8,000円を追加いたしまして、予算の総額を121億3,363万1,000円とするものでございます。

予算補正の款項の区分につきましては、17ページの第1表によるものでございます。

それでは、別冊事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金、1節2,094万8,000円につきましては、歳出見合いの繰り入れを追加いたすものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは続きまして、事項別明細書4ページをお願いします。

7款土木費につきましては、7款2項2目道路新設改良費と、7款5項2目子育て支援住宅建設費の15節工事請負費での予算の組み替えをお願いするものでございます。

まず、7款2項2目道路新設改良費の15節工事請負費でございます。

こちらにつきましては、単独事業費及び防衛省補助事業費につきましては、入札差

金に伴います減額でございます。

国土交通省補助事業につきましては、当初予算で計上しておりました高田中央橋上部工架設工事におきまして、上部工主桁のコンクリート及び鉄筋等の施工単価や地震時に橋梁に対する地震力の低減を図るための部材でございます免震支承等の価格が予算計上時より上昇しましたことによるほか、町で施工いたします高田中央橋の護岸工事におきまして、非出水期より着手可能となるよう河川管理者であります宮城県と協議を進めておりましたところ、宮城県より町で施工を予定しております護岸工事に、宮城県が河川改修事業で実施を予定しております一部区間を加え、同一施工区間とすることで同時施工及び管理が可能となり、個別発注によります工程管理調整と比べまして各工種の工程調整等がスムーズになりますとともに、河川改修事業としましても進捗が図られ、さらにその護岸工事に要します費用につきましては宮城県が負担するとの打診がございました。

町としましても、事業の進捗により事業効果の早期発揮は重要でありますとともに、後に橋梁架設工事を実施する上におきましても、工事の調整がスムーズに行え、非出水期内の施工も考慮しまして、当初計画に加えまして護岸工事を行うこととしたものでございます。それによりまして、今後発注を予定しております高田中央橋上部工架設工事費に不足が生じますことから、今回増額補正をお願いするものでございます。

なお、宮城県が負担いたします護岸工事に要します費用につきましては、工事費の確定等により予算措置をお願いすることとしておるものでございます。

続きまして、7款4項2目下水道費の28節繰出金につきましては、台風19号に伴います下水道事業特別会計への繰出金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、7款5項2目子育て支援住宅建設費の15節につきましては、吉田地区及び鶴巣地区の子育て支援住宅建設工事に伴います工事請負費の入札先によります減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

公民館長阿部昭子さん。

公民館長 (阿部昭子君)

続きまして、9款4項2目公民館費でございます。

公民館総務費の負担金補助及び交付金でございますが、こちらにつきましては、11

月に開催されます全国青年大会への町連合青年団の参加種目の追加があったものでございまして、その分の追加補正をお願いするものでございます。

よろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

以上で議案第86号 令和元年度大和町一般会計補正予算の説明を終了いたします。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第87号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議 長 （馬場久雄君）

日程第9、議案第87号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、議案書18ページをお願いします。

議案第87号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和元年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,090万円を追加し、歳入歳出の総額それぞれ9億5,195万1,000円とするものであります。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額については、19ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書（第2号）関係の6ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金につきましては、台風19号に伴うマンホールポンプ場の施設の復旧費として所要額を繰り入れるものであります。

続きまして、歳出であります。

1款土木費、2項下水道建設費、1目建設費、15節工事請負費については、鶴巣大崎マンホールポンプ場及び鶴巣円田マンホールポンプ場の災害復旧工事を行うものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

議 長 （馬場久雄君）

以上で議案第87号 令和元年度大和町下水道事業特別会計補正予算の説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第88号 令和元年度護岸設置工事（高田中央橋）請負契約について」

議 長 （馬場久雄君）

次に、日程第10、議案第88号 令和元年度護岸設置工事（高田中央橋）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは続きまして、議案書20ページをお願いいたします。

議案第88号 令和元年度護岸設置工事（高田中央橋）請負契約についてでございます。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1. 契約の目的につきましては、令和元年度護岸設置工事（高田中央橋）でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては、4,603万5,000円でございます。うち、消費税が418万5,000円でございます。

4. 契約の相手方につきましては、大和町宮床字下小路24番地、株式会社みちのく建設でございます。

それでは、別冊の議案第88号関係資料のご準備をお願いいたします。こちらの資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

1 ページをお開き願います。

入札の状況についてであります。

1の入札参加資格としましては、(1)地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと、(2)令和元年・2年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項全てに該当する者であることとしており、①としまして、入札公告日から入札の日までに、宮城県内の地方公共団体から指名停止処分を受けていないこと、②としまして、建設業法に規定する建設業の許可を受けていること、③としまして、工事現場に監理技術者または主任技術者を専任で配置できること、④富谷市または黒川郡内に本社または営業所等を有すること、⑤大和町入札参加資格承認時点において、土木一式工事の格付がB級以上、総合評定値（P）が700点以上であることといたしました。

次に、2の入札方法でございます。

(1)ダイレクト型一般競争入札とする、(2)入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとし、指定の期日に間に合わなかった者は失格とする、(3)この入札による参加資格申請者で、有資格と判定され

た者の数が1者の場合でも入札を執行するとしたものでございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

募集の結果、5者に応募いただきました。企業名は記載のとおりでございます。

4. 入札の結果でございます。

(1)入札調書であります、令和元年9月18日に入札を執行し、記載のとおりの結果となりました。

この工事の予定価格は5,651万円、低入札調査基準価格は4,822万5,000円であり、入札の結果、最低応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となりましたので、落札保留といたしました。

(2)この結果を受けまして、令和元年9月26日に株式会社みちのく建設から低入札価格の事情聴取を行い、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、10月2日の低入札価格調査委員会では、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、最低応札者の株式会社みちのく建設を落札者に決定し、10月7日に仮契約を締結したものでございます。

2ページをお願いします。

契約の内容であります。

請負代金額は4,603万5,000円で、消費税を除いた金額が4,185万円であります。

契約相手方は、大和町宮床字下小路24番地、株式会社みちのく建設であります。

次に、事業の概要であります。

1. 施工場所につきましては、大和町吉田地内、2. 完成工期は、令和2年3月19日を予定しております。3. 工事概要としましては、掘削工、Aイコール5,800立米、コンクリートブロック工一式、排水構造物工一式となっております。

次に、3ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

続きまして、4ページにつきましては、河川の計画平面図を、5ページにつきましては、河川標準横断面図と護岸工の拡大図を記載してございます。

各図面の赤色着色部分が、今回の整備箇所でございます。

以上が令和元年度護岸設置工事（高田中央橋）請負契約の概要でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第88号 令和元年度護岸設置工事（高田中央橋）請負契約についての説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第89号 令和元年度舗装修繕工事（町道幕柳大平線）請負契約について」

議長（馬場久雄君）

日程第11、議案第89号 令和元年度舗装修繕工事（町道幕柳大平線）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

それでは引き続きまして、議案書21ページをお願いいたします。

議案第89号 令和元年度舗装修繕工事（町道幕柳大平線）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1. 契約の目的につきましては、令和元年度舗装修繕工事（町道幕柳大平線）でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては、4,059万円でございます。うち、消費税が369万円でございます。

4. 契約の相手方につきましては、富谷市富谷西沢115-11、株式会社佐藤渡辺宮城営業所でございます。

それでは、別冊の議案第89号関係資料のご準備をお願いいたします。こちらの資料

に基づきまして、説明をさせていただきます。

1 ページをお開き願います。

入札の状況についてであります。先ほどご説明をさせていただきました議案第88号と同様の項目につきましては、省略をさせていただきます。

本工事につきましては、工種の違いから相違する項目につきまして、ご説明をさせていただきます。

項目1の(2)の⑤ですが、大和町入札参加資格承認時点において、舗装工事の格付A級以上、総合評定値(P)が1,000点以上としたものでございます。

以下、2の入札方法につきましては、議案第88号と同様でございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

募集の結果、1者に応募いただきました。企業名は株式会社佐藤渡辺宮城営業所でございます。

4. 入札の結果でございます。

(1)入札調書であります。令和元年10月18日に入札を執行し、記載のとおりの結果となりました。

この工事の予定価格は5,445万円、低入札調査基準価格は4,621万6,000円であり、入札の結果、低入札調査基準価格を下回った応札額となりましたので、落札保留いたしました。

(2)この結果を受けまして、令和元年10月21日に株式会社佐藤渡辺宮城営業所から積算内容等につきまして事情聴取を行い、10月23日に低入札価格調査委員会を開催し、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、応札者の株式会社佐藤渡辺宮城営業所を落札者に決定し、10月25日に仮契約を締結したものでございます。

2 ページをお願いいたします。

契約の内容でございます。

請負代金額は4,059万円で、消費税を除いた金額が3,690万円であります。

契約相手方は、富谷市富谷西沢115-11、株式会社佐藤渡辺宮城営業所であります。

次に、事業の概要であります。

1. 施工場所につきましては、大和町鶴巣幕柳地内、2. 完成工期は、令和2年3月31日を予定しております。3. 工事概要としましては、舗装工事としまして、施工延長Lイコール1,200メートル、幅員Wイコール6.0メートル、以下、記載のとおりとなっております。

次に、3ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

続きまして、4ページ、5ページにつきましては計画平面図を、6ページにつきましては標準横断図を掲載してございます。

図面の赤色着色部分が、今回の施工箇所でございます。

以上が令和元年度舗装修繕工事（町道幕柳大平線）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議 長 （馬場久雄君）

以上で議案第89号 令和元年度舗装修繕工事（町道幕柳大平線）請負契約についての説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番馬場良勝君。

4 番 （馬場良勝君）

1点だけお伺いをします。

格付がA級ということでございました。どのような理由でA級の格付の会社ということにしたのか、お教えいただきたいと思えます。

議 長 （馬場久雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

馬場議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

議案説明資料、工事概要にも記載してございますが、議案説明資料の2ページ、3の工事概要でございます。

そちらの3行目になりますが、路上路盤再生工という工種がございますが、そちらのセメント乳剤を添加というような形での工種になってございまして、町内においてセメントを添加しての改良というのは一般的に採用してございますが、今回、この乳剤という形での添加というのが、かなり前にはやったかという記憶はあるんですが、それがごく近年ではそういった工種はやられてこなかったということもございまして、そういった経緯から、今回はその工法についてはA級の業者さんをとというような形でお願できればということで、こちらのほうを選定させていただいたということでございます。

よろしくお願ひいたします。

議 長 （馬場久雄君）

よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第90号 令和元年度道路舗装工事（町道宮床山田線）請負契約について」

議 長 （馬場久雄君）

次に、日程第12、議案第90号 令和元年度道路舗装工事（町道宮床山田線）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それではまた引き続きまして、議案書22ページをお願いいたします。

議案第90号 令和元年度道路舗装工事（町道宮床山田線）請負契約についてでございます。

上記工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1. 契約の目的につきましては、令和元年度道路舗装工事（町道宮床山田線）でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては、4,070万円でございます。うち、消費税が370万円でございます。

4. 契約の相手方につきましては、大和町宮床字下小路24番地、株式会社みちのく建設でございます。

それでは、別冊の議案第90号関係資料のご準備をお願いいたします。

1 ページをお開き願います。

入札の状況についてであります。先ほどもご説明させていただきましたとおり、議案第88号、89号と同様に工事内容等の違いから本工事と相違する項目につきまして、ご説明をさせていただきます。

項目1の(2)⑤ですが、大和町入札参加資格承認時点において、舗装工事の格付B級以上、総合評定値(P)が700点以上としたものでございます。

以下、入札方法につきましては、議案第88、89号と同様でございます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

募集の結果、3者に応募いただきました。企業名は記載のとおりでございます。

(1)入札調書であります。令和元年10月18日に入札を執行し、記載のとおりの結果となりました。

この工事の予定価格は4,859万円、低入札調査基準価格は4,117万1,000円であり、入札の結果、最低応札者につきましては、大和町低入札価格失格基準第3条第2号の最低入札価格が予定価格の3分の2の9割を下回った場合としておりまして、その割合は、予定価格の約60%相当となり、その項目に該当しましたので、失格といたしたところでございます。

これによりまして、第2順位の応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となりましたので、落札保留といたしました。

(2)この結果を受けまして、令和元年10月21日に株式会社みちのく建設から事情聴取を行い、低入札価格失格基準に該当しないことを確認し、10月23日の低入札価格調査委員会では、積算の内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、応札者の株式会社みちのく建設を落札者に決定し、10月25日に仮契約を締結したものでございます。

2 ページをお願いいたします。

契約の内容でございます。

請負代金額は4,070万円で、消費税を除いた金額は3,700万円であります。

契約相手方は、大和町宮床字下小路24番地、株式会社みちのく建設でございます。

次に、事業の概要であります。

施工場所につきましては、大和町宮床字山田中地内、完成工期は、令和2年3月19

日を予定しております。工事概要としましては、舗装工事としまして、施工延長Lイコール933.3メートル、幅員Wイコール6.0メートル、以下、記載のとおりとなっております。

次に、3ページにつきましては、施工箇所の位置図でございます。

4ページから5ページ、6ページまでにつきましては計画平面図、7ページにつきましては標準横断図であります。

いずれも図面の赤色着色部分が、今回の施工区間及び箇所でございます。

本路線につきましては、今回の工事によりまして全線が整備されるものでございます。

以上が令和元年度道路舗装工事（町道宮床山田線）請負契約の概要でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で議案第90号 令和元年度道路舗装工事（町道宮床山田線）請負契約についての説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

再開は午後4時55分からといたします。

午後4時44分 休憩

午後4時53分 再開

議長（馬場久雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13「議案第91号 令和元年度大和町総合運動公園多目的広場改修
工事請負契約について」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第13、議案第91号 令和元年度大和町総合運動公園多目的広場改修工事
請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

それでは、議案書23ページをお願いいたします。

議案第91号 令和元年度大和町総合運動公園多目的広場改修工事請負契約について
でございます。

上記工事につきましては、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条
第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1. 契約の目的につきましては、令和元年度大和町総合運動公園多
目的広場改修工事でございます。

2. 契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3. 契約の金額につきましては、8,316万円でございます。うち、消費税が756万円
でございます。

4. 契約の相手方につきましては、大和町宮床字下小路24番地、株式会社みちのく
建設でございます。

それでは、別冊の議案第91号関係資料のご準備をお願いいたします。こちらの説明
資料に基づきまして、ご説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

1ページをお開き願います。

入札の状況についてであります。

1の入札参加資格、2の入札の方法につきましては、議案第88号関係と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、3. 入札参加者でございます。

募集の結果、6者に応募いただきました。企業名は記載のとおりでございます。

4. 入札の結果でございます。

(1)入札調書であります、令和元年10月18日に入札を執行し、記載のとおりの結果となりました。

この工事の予定価格は1億638万円、低入札調査基準価格は9,117万1,000円であり、入札の結果、最低応札者が低入札調査基準価格を下回った応札額となりましたので、落札保留といたしました。

2ページをお願いいたします。

(2)この結果を受けまして、令和元年10月21日に株式会社みちのく建設から低入札価格の事情聴取を行い、低入札価格失格基準第3条第1号から第12号に該当しないことを確認し、10月23日の低入札価格調査委員会では、積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、最低応札者の株式会社みちのく建設を落札者に決定し、10月25日に仮契約を締結したものでございます。

契約の内容であります、請負代金額は8,316万円で、消費税を除いた金額が7,560万円であります。

契約相手方は、大和町宮床字下小路24番地、株式会社みちのく建設であります。

次に、事業の概要であります。

1の施工場所につきましては、大和町宮床字松倉地内、2の完成工期は、令和2年3月31日を予定しております。3の工事概要といたしましては、砂舗装工、面積1万7,690平米、クレー舗装工、面積5,270平米、植栽工、張芝、面積1万7,690平米、暗渠排水管、直径200ミリから100ミリで、全長118メートルから128メートルとなっております。

3ページにつきましては、整備計画平面図となります。

以上が令和元年度大和町総合運動公園多目的広場改修工事請負契約の概要でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

以上で議案第91号 令和元年度大和町総合運動公園多目的広場改修工事請負契約についての説明を終了いたします。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議発第2号 大和町議会災害調査特別委員会の設置」

議 長 （馬場久雄君）

日程第14、議発第2号 大和町議会災害調査特別委員会の設置を議題といたします。
お諮りします。

大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、令和元年台風19号による大雨等に係る災害調査研究のため、議長を除く15名でもって構成する大和町議会災害調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することにしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本案については議長を除く15名で構成する大和町議会災害調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

休憩中に全員協議会を開催し、大和町議会災害調査特別委員会の正・副委員長を選任いたします。

午後5時01分 休 憩

午後5時02分 再 開

議 長 （馬場久雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

大和町議会災害調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。委員長に門間浩宇君、副委員長に今野善行君、以上のとおり選任されました。

日程第15「委発第1号 大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会の設置」

議長（馬場久雄君）

日程第15、委発第1号 大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会の設置についてを議題とします。

ここで、提案者であります大和町議会運営委員会委員長より、提案内容の説明を求めます。大和町議会運営委員会委員長高平聡雄君。

議会運営委員会委員長（高平聡雄君）

それでは、去る10月16日、大和町議会運営委員会を開催し、大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求書の取り扱いについて協議を行いました。また、本日開催されました大和町議会全員協議会で議員全員にご説明及び今後の取り扱いについて協議をいたしました結果、議会運営委員会としては、大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査が必要であるという判断となりました。

それに伴い、調査特別委員会を設置することになりますが、内容についてはお手元の別紙記載のとおりでございます。構成員につきましては、各常任委員会から2名を人選する結論になりましたので、以上をご提案申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（馬場久雄君）

お諮りいたします。

大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査のため、大和町議会運営委員長からの提案どおり、6名で構成する大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査することとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会を設置し、調査については同委員会に付託することに決定いたしました。

た。

暫時休憩します。

午後5時06分 休憩

午後5時08分 再開

議長（馬場久雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、各常任委員長より大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会の委員の報告がありました。

委員に総務常任委員会から堀籠日出子議員、今野信一議員、社会文教常任委員会から千坂博行議員、犬飼克子議員、産業建設常任委員会から槻田雅之議員、馬場良勝議員。

以上、報告をいたします。

大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会の委員長、副委員長選任のため、暫時休憩します。

午後5時10分 休憩

午後5時10分 再開

議長（馬場久雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

大和町議会議員政治倫理条例に伴う審査請求に係る調査特別委員会から報告がありましたので、ご報告いたします。委員長に槻田雅之議員、副委員長に千坂博行議員です。

以上、報告を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和元年大和町議会10月随時会議を散会とし、休会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

午後5時11分 散会